



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3586 号 2017.4.6 発行

東京 23 区の成年後見格差、認知症への支援を急げ

Wedge 2017 年 4 月 4 日

団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年、認知症の人が全国で最大約 730 万人に達すると見込まれている。25 年の 65 歳以上高齢者数が約 3650 万人と予想されているため、実に 5 人に 1 人の高齢者が認知症という日が、8 年後に迫っている。



(写真・iStock)

国は将来の「認知症社会」を見越して、2000 年に判断能力が低下した高齢者や知的障害者等に代わって親族や弁護士などが財産の管理などができる「成年後見制度」を整えた。家庭裁判所から選任された「成年後見人」が、本人の預貯金の管理や不動産の処分などを行うとともに、介護サービスの利用や福祉施設・病院の入退院手続きといった日常生活にかかわる契約など（身上監護）を支援する。成年後見人は裁判所の決定により、本人の財産の一部から報酬

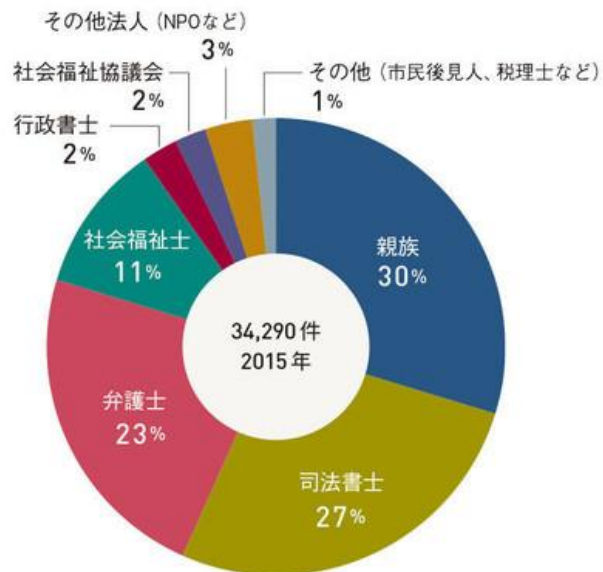
を受け取ることができる。報酬額の目安は、基本報酬が管理する財産額に応じて月額 2 万～6 万円と幅があり、身上監護などで煩わしい案件に対応した場合は基本報酬の 50% を上限に追加報酬が加算される。

成年後見人の 7 割は親族以外が占める 出所：最高裁判所の資料を基にウェッジ作成 パラサイトされる高齢者

池田恵利子・あい権利擁護支援ネットワーク理事は、「判断能力が低下しても、本人の意思を尊重した生活を後見人がマネジメントでき、経済的な搾取や虐待など権利侵害からも本人を守れる」と成年後見の意義を説く。

「最近も 90 代の男性が 70 代の内縁の妻に連れられ介護保険の申請の相談にやってきました。事情を聞くと、近親者が身近にいない男性は、自宅を既に売却し、遺言状も作成済み。女性は無年金状態で、男性にパラサイトしている状態でした」

経済的搾取の実態を打ち明ける墨田区地域包括支援センターの志賀美穂子・前センター長は、区と連携しながら、男性を説得



した上で、成年後見を始めたという。

また、東京都のある自治体の福祉担当者は家族による虐待を振り返る。

「青あざを顔に作った女性に事情をきくと、同居する息子に暴力を振るわれ、預金や年金を横取りされていることも発覚しました。最初は自宅を出ることを嫌がっていましたが、本人納得の上で（本人や親族に代わって成年後見を申し立てる）首長申立てを行い、今は施設で安心して暮らしています」

高齢者は犯罪や消費トラブルにも巻き込まれやすい。65歳以上が暮らす2350万世帯の内、単独もしくは夫婦のみ世帯が55%を占める。「高齢社会白書」（16年版）によると、振り込め詐欺被害件数の8割を60歳以上が占め、消費生活センターに寄せられた70歳以上の相談は20万件にもものぼる。成年後見制度は、判断能力のレベルに応じて「補助」、「保佐」、「後見」の3類型に分かれるが、日常生活に支障がなくても、判断能力が不十分であれば「補助」の申し立てができる。しかし、制度の利用は進んでいない。

現在は500万人超が認知症とされているが、成年後見制度（3類型の合計）の利用は15年末時点で約19万件に留まっている。「国民に制度を周知できていない」（法務省）ことも大きな理由の一つだが、利用を促進させるためには、「親族だけでなく、専門職、市民後見人、社協など、あらゆる分野で後見の担い手の養成を急がなければならない」（中央大学法学部・新井誠教授）。

成年後見人（保佐人、補助人含む）の担い手はこの10年で様変わりした。04年には親族が8割、弁護士や司法書士などの第三者が2割だったが、15年には親族が3割、第三者が7割へと成年後見の専門職への「外注化」が顕著になっている。15年に全国で後見を開始した約3万5000件の内、4分の1強を占めたのは司法書士。成年後見センター・リーガルサポートの大貫正男相談役は、「1人で40～50件の成年後見を行っている司法書士も出てきており、身上監護に重きを置いた後見ができるかが問われている。執務基準を策定するなどして後見の質を高めていきたい」と課題を口にする。

また、親族でも専門職でもない後見の担い手として期待される市民後見人の養成も徐々に進んでおり、全国で1万人に上るといふ。東京都江戸川区では講習を終えた67人の内、現在25人が後見人として活動している。その内の一人、皆川栄子さん（67歳）は80代女性の成年後見人を7年以上も務めている。「最初は不安でしたが、世の中に貢献していることを実感するので人生が充実しています」と、女性が入所する特別養護老人ホームに月1回のペースで通う。

しかし、15年に新規で選任された市民後見人は、約200件と総数の1%にも満たない。というのも、市民後見人が選任されるには、「地域のサポートが必要」（最高裁家庭局・石井芳明課長）であるが、どこの地域も財政難で支援体制が弱いため、専門職が選任される傾向にある。

東京23区の「後見格差」

東京23区の後見実績からも支援体制の地域差が窺える。

例えば、社会福祉協議会が市民後見人の監督人を受任した件数（15年度末までの累計）が、品川区と世田谷区では100件を超えるが、半数以上の区では1桁に留まっている。また、社協が法人として後見人に選任されたケース（法人後見）をみると、品川区が約170件と群を抜いているが、半数以上の区は10件にも満たない状況である。

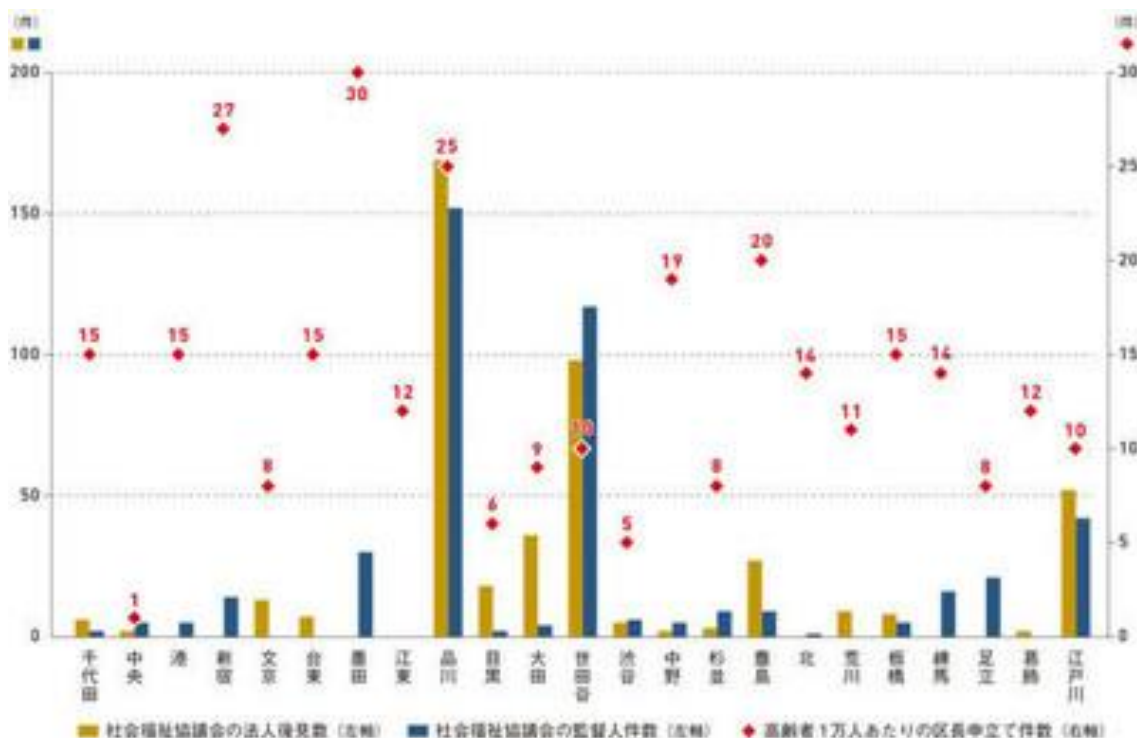
「身上監護は専門職よりも地域に密着して同じ目線で接することができる市民後見の方が向いている。市民後見人を増やすには、地域で信頼できる社会福祉法人等を、自治体や専門職、福祉関係者が連携しながら育てあげられない」（後見人サポート機構・元代表理事の小池信行弁護士）という。

また、高齢者1万人当たりでみた過去5年間の各区の区長申立ての数も、最大で30倍の開きがある。居住者の属性や地域特性もあるため、一概には言えないが、首長申立てが少ない地域には、潜在的な後見ニーズを発見できていない可能性が高い。

さらに、首長申立てにより社協や市民後見人が受任するケースは、資産が少ない高齢者

が多いため、行政による後見人への報酬助成が発生する。後見を一旦開始すると、亡くなるまで助成が続く。「財政負担が累積していくため申立てを躊躇し、判断能力が低下したまま放置されているケースがある」と関係者は指摘する。

行政が一步踏み出せるか



東京 23 区でも成年後見利用に大きな地域差 出所：ウェッジ作成 注：社会福祉協議会の法人後見数および監査人員数は、2015 年度末までの累積件数。江東区のみ未回答。

成年後見制度の利用を促進するために、昨年 5 月に成年後見制度利用促進法が施行された。今年 1 月に利用促進委員会が取り纏めた意見を踏まえ、3 月に基本計画が閣議された。しかし、利用促進に向けて国と地方の足並みは揃わない。

「一律に法律で義務付けるなら、もうこの議論には参加できない！」

昨年開かれた利用促進委員会の席上、全国町村会の代表として委員を務めていた河村文夫・東京都奥多摩町長が声を荒らげた。各地域での医療や福祉、法律業界のネットワーク作りや、後見を支援する協議会等の運営を行う中核機関を設置しようとする議論の中で出た発言だ。「大都市と違って小さな町村には自治会組織や民生委員が機能しており、成年後見も数件しかない。総論は賛成だが、地方に責任だけ負わされても、財源の手当がなければやりたくてもできない」（河村町長）という。ちなみに、「国の補助はスタートアップにかかる費用のみが対象で、会議費を補助する程度。ランニングコストは地方持ち」（厚生労働省）となる。

また、ある自治体の担当者からは、「成年後見制度の運営主体はあくまでも社協であり、地域連携も社協が先頭をきっていくべきだ」といった本音も聞こえてくる。そんな「期待」を押し付けられる社協は、「国民の生命や財産を守るのはまさに行政の仕事、一步踏み出すべきだ。社協も一緒にネットワークを作っていくが、行政に逃げられると困る」（全国社会福祉協議会地域福祉部長・高橋良太氏）と嘆く。

基本計画では、中核機関の設置は強制力をもたない「努力義務」に留まり、その実効性は疑わしい。しかし、後見ニーズが爆発的に増える事態は目に見えており、地域連携の強化は待ったなしである。国も地方もカネがないなかで、支援の輪をどう広げていけばよいか。「後見先進地域」からそのヒントを探る。

*「先進地域に学ぶ成年後見の拠点作り—認知症 700 万人時代に備える(PART2)」へ続く
(4月4日公開予定)

【column】後見人の不正をどう防ぐ 財産の信託化で被害額は半減

56億7000万円。2014年に報告された後見人による不正額で、事案の9割以上が親族によるものだ。1つの財布で家計を管理する家も多く、「親の金だから使って良いかと思った」という知識不足が原因のケースも多い。後見人が不正を働くと、裁判所は選任責任と監督責任を問われかねず、過去には裁判所の過失が認められたこともある。後見人が親族から弁護士など専門職へとシフトした背景には、「裁判所のリスク回避という側面もある」（元裁判官）という。

こうした不正の防止策として、「後見制度支援信託」の活用がある。生活費など日常的に支出する金額を後見人は管理し、残りの財産を信託化すれば、家庭裁判所の指示なく払い戻しや解約ができない仕組みだ。「15年には被害額が半減しており、一定の成果が出ている」（最高裁）と更なる活用を勧めるが、取り扱う銀行が信託銀行などに限られていることが課題だ。

一方、専門職の不正は37件、約1億円（15年）。対策はもとより、「一罰百戒」の厳しい対応が必要だ。 塩川慎也（Wedge編集部）

病院、手探りの働き方改革 医療の質と両立に苦慮 日本経済新聞 2017年4月3日

大阪府済生会吹田病院では医療従事者の多様な働き方を認めている（吹田市）



医療従事者にも働き方改革の波が押し寄せている。「時間外」としてきた当直などが労働時間と判断され、夜勤委託や残業規制の動きが広がる。時短勤務で働き手を増やす病院もある一方、「厳しい規制は医療崩壊につながる」との懸念も。医療現場は医療の質との両立に苦慮している。

「お先に失礼します」。3月中旬の午後4時ごろ、大阪府済生会吹田病院（大阪府吹田市）の女性看

護師は帰宅の途について。

勤務は週3日、午前10時から午後4時までで、患者搬送や食事介助など軽度な業務を担当している。「7歳と4歳の子供がいるため、長時間労働はできない」という女性は「キャリアを中断せず働けて助かる」と喜ぶ。

女性は病院独自の「ナースバンク制度」に登録。希望すれば「週1回、1日2時間」の短時間から働ける。制度を提案した池田恵津子看護部長は「高齢化で患者が増えるなど病院は昔よりも忙しい。1人でも、1時間でも働いてくれることが有り難い」と話す。

「多様な働き方を認めなければ人が集まらない」と黒川正夫院長。日中の人手が増え、夜間に手厚く看護師を配置できるようになり、医療の質も向上したという。

■当直も労働時間

医療現場は“外圧”でも働き方改革を迫られている。その一つは「医師の当直は労働時間」と判断した2013年の最高裁判決だ。

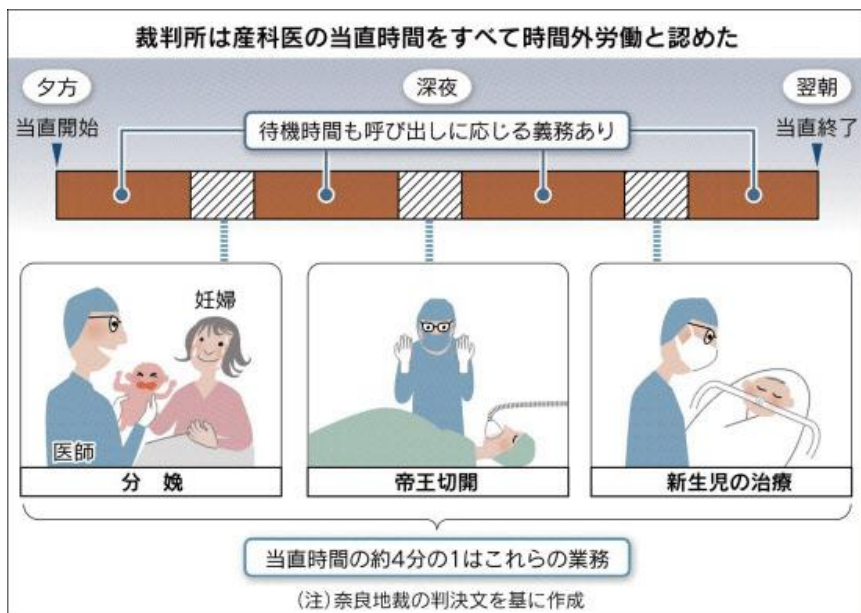
訴訟では県立奈良病院（現在は奈良県総合医療センター）の産科医が当直に対する割増賃金の支払いを求めて提訴。同病院は当直を「軽度な業務」として労基署に届け出て労働時間に含めていなかった。

だが一審・奈良地裁、二審・大阪高裁はいずれも「当直時間の4分の1は労働している」「待機時間も呼び出しに応じる義務がある」などとして当直を労働時間と認定。県は上告したが最高裁が退けた。

判決を受けて当直を労働時間とした病院もある。南多摩病院（東京都八王子市）は翌14

年に当直を労働時間とし、残業が増えすぎるとため当直は勤務医ではなく、都内の大学病院に委託した。

当初は帰宅した勤務医に当直を委託された医師から「緊急手術が必要か」などの問い合わせが相次いだ。タブレット端末で病院外でも検査データなどを確認できるようにした。中村航一副院長は「年約 50 件は手術が必要ないと分かり、病院に行かずに済んだ」と話し、



手応えを感じている。

一方、対応に苦慮している病院もある。

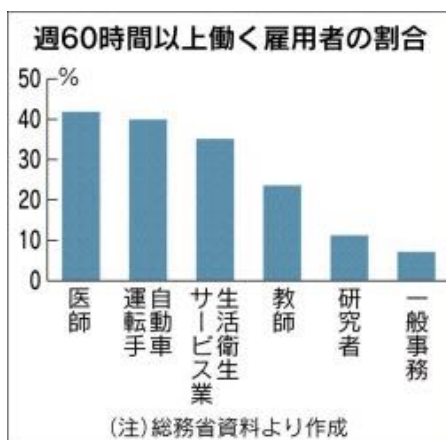
「医師の病院内滞在時間を大幅に短縮することになりました」。聖路加国際病院（東京・中央）は今年 2 月、患者に向けた貼り紙を掲示した。昨年 6 月、労働基準監督署の立ち入り調査を受け、医師の長時間労働について指導を受けたためだ。

同病院の医師は午後 9 時など遅い時間でも患者の家族に治療方針を説明するなどしてきた。だが貼り紙で「サービス面で従来とは異なる対応を取らざるをえない場面が多々出てくる可能性があります」と理解を求めた。

■住民の協力不可欠

さらに夜間の救急患者などに対応する医師数は 1 年前は 17～19 人だったが、今年 2 月には 12～14 人に減らした。福井次矢院長は「医師の疲労は本人の健康に加えて、医療事故にもつながりかねず、適切な管理は当然必要」と話す。

ただ救急患者の受け入れに影響が出る可能性がある。福井院長は「厳しい残業規制は医療崩壊につながりかねない」と懸念する。



さらに同病院では手術の技術を身につけるためシミュレーターなどの訓練は「自己研さん」としていたが、労基署は労働時間と認定。福井院長は「密度の高い訓練を積むことで、優秀な臨床医が育ってきた。若手医師の育成にも影響が出かねない」と心配する。

総務省調査（12 年）によると、職種別で週 60 時間以上の労働者の割合は医師が 41.8%で、自動車運転手（39.9%）を抑えて最も高い。是正は不可欠だが、医学部には定員があり、医師数は急に増えない。

沖縄県などでは時間外の受診が多く、医療現場の負担を増やしている実情もある。同県立中部病院の高山義浩医師は「病院は業務を徹底的に見直し、女性も働きやすい環境整備などが必要」としつつ、「住民の協力もなければ医療現場の長時間労働は解消しない」と話している。

■罰則付きの時間外労働規制 医師、5 年適用見送り

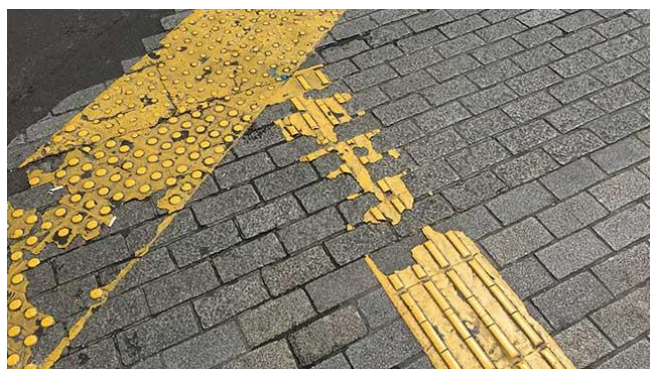
政府が 3 月 28 日にまとめた働き方改革実行計画では医師は罰則付きの時間外労働規制の

対象とするが、改正労働基準法施行から 5 年は適用を見送るとした。患者への対応が医師法で義務付けられていることを踏まえる必要があるためだ。

厚生労働省は 2017 年度に医療界の代表も入った検討会を設置し、2 年後をメドに規制内容を決める。産婦人科や小児科で医師不足が目立つ専門分野や勤務地域の偏在なども議論すべきだとの意見が出ている。

医師以外の看護師などは会社員と同様に改正法の施行で年 720 時間（月平均 60 時間）の残業規制の対象となる見込み。日本看護協会は勤務が 13 時間を超える 2 交代制や夜勤回数などの見直しを求める要望書を政府に提出している。（辻征弥、鳥越ゆかり）

その道 安心して歩けますか？



面につけたもので、道路などに敷設されています。

点字ブロックは 2 種類あります。進行方向を示す線が並んだものは、「誘導ブロック」や「線状ブロック」と呼ばれています。

もう 1 つが、「警告ブロック」です。危険な場所の位置を示すもので、点が並んでいる形状をしているため、「点状ブロック」とも呼ばれます。階段や横断歩道の手前、駅のホーム

NHK ニュース 2017 年 4 月 5 日

点字ブロックの上に置かれた自転車や、点字ブロックが破損してむき出しになった道路。そんな光景を見かけることがあります。一方で、自治体が、点字ブロックの破損状況などを広範囲にわたる歩道の中からすべて把握するのは容易ではありません。視覚に障害のある人たちが安心して歩ける社会へ。そんな社会に変えていくためには何が必要なのでしょう。

点字ブロック 目立つ破損

先日、東京都内の鉄道の駅を降りて改札を出たときのことでした。歩道の点字ブロックが、写真のように完全にはがれ、道路がむき出しになっていました。街なかを歩いてみると、破損したり摩耗したりしている点字ブロックをあちこちで見かけました。

さらに、駅前ではイベントが開かれ、多くの人で混雑していましたが、点字ブロックの上に立っている人、点字ブロックのすぐそばで写真を撮影するために脚立を置いている人がいました。

これでは、視覚に障害のある人が街なかを歩こうとしても、安心して歩くことはできません。

2 種類の点字ブロック

この点字ブロック、正式には「視覚障害者誘導用ブロック」といいます。視覚に障害のある人が、足の裏で触った感覚で認識できるように、突起を表

の端などに設置されています。



点字ブロックの不備に関するものでした。

指摘された内容は、破損や摩耗に加え、工事のために点字ブロックを取り外したあと設置されないままだったケースや、道路の管理者が国と県・市町村でわかる境目で点字ブロックが繋がっていないなかったり、横断歩道まで誘導するためのブロックが設置されてい



「ちばレポ」より引用

現状を調べて見ると…

点字ブロックの破損や摩耗などは、いったいどのくらいあるのでしょうか。全国の状況を把握できるデータはありませんが、沖縄県では、総務省沖縄行政評価事務所が、道路の安全性を確保するため去年4月から7月にかけて、6つの国道およそ284キロを調査しました。その結果、歩道の732か所で改善すべき点があると指摘され、うち半数を超える379か所が

なかったりとさまざまです。

総務省沖縄行政評価事務所では、沖縄総合事務局に改善を求め、ほぼ改善されたということです。

市民の気づきで対応

職員数の減少や財政状況が厳しい中で、点字ブロックの破損や摩耗など、すべての状況を把握し、個別に対応するのは容易ではありません。視覚に障害のある人たちが安心して街なかを歩けるようにするために、

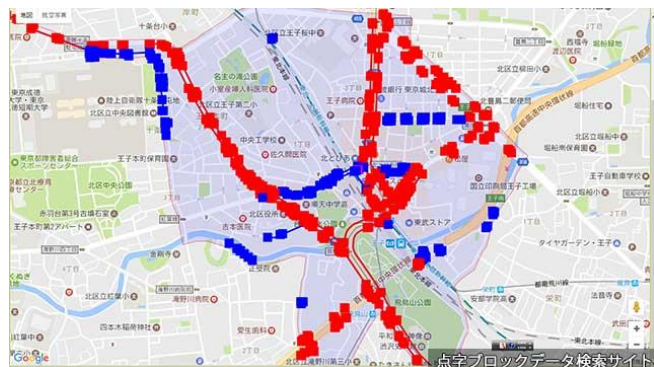
どう気づき、対応すればいいのか。

自治体だけではなかなか気づくことが難しい問題を、市民の力で解決していこうという取り組みも進んでいます。千葉市では、道路のくぼみや壁の落書きなど、市民が気付いた身近な問題をスマートフォンで撮影して投稿してもらっています。

「ちばレポ」と呼ばれるこの取り組み。点字ブロックに関する投稿も多くあります。2月14日に市民が千葉市中央区の点字ブロックが「繋がっていない」と投稿しています。「点字ブロックが旧横断歩道の時のままで、新しくなった横断歩道に対応していません。ガードレールがあるので歩道へ入れません。昨朝、目の不自由な方が歩道へ入れず、大型トラックと接触しそうになるのを目撃しました。危険です。早急に対応をお願いします」と報告しています。

投稿された写真を見ると、点字ブロックの設置場所が以前のままで、視覚に障害のある人が道路を渡ってもガードレールがあるため、前に進めなくなっていることに市民が気づき、報告したのです。

千葉市は、この道路を所管する国土交通省千葉国道事務所に連絡しました。千葉市では「自治体では気づけないこともある。市民が日常生活の中で問題に気づき、報告してくれることで、その問題に素早く対応できるようになっ



点字ブロックデータ検索サイト

た」と話しています。

障害者の目線で

東京・北区では、点字ブロックの設置場所などの情報を検索できるサイトが公開されています。視覚に障害のある人の介助者が歩きやすい道を探すのに役立ててもらおうと、東京・新宿区の認定NPO法人「ことばの道案内」が北区と連携し、「点字ブロックデータ検索サイト」を開設しました。

1	点字別名	239
2	藍色ブロック(藍色)枚数	11
3	藍色ブロック(藍色以外)枚数	1
4	緑色ブロック(藍色)枚数	0
5	緑色ブロック(藍色以外)枚数	0
6	50cm未満マンホール蓋	0
7	50cm以上マンホール蓋	0
8	説明	-
9	備考	<緑色><色>:黄色の塗料が塗られている(2次 <注>:点字ブロック地 面が緑色の塗料で塗られている)
1.0	管理部署	東京港局建設課
1.1	調査日	2015-11-05

1 敷設状況 (撮影日2015年6月5日)



点字ブロックデータ検索サイト

JR 王子駅周辺の点字ブロックの設置場所が、地図上に表示され、地図をクリックすると、点字ブロックの写真や設置枚数、道路の管理者などが表示されます。NPO法人「ことばの道案内」によりますと、視覚に障害のある人と一緒に道路を歩き、点字ブロックの設置枚数や距離、破損や摩耗の状況を調査したということです。

「ほかの点字ブロックとつながっていない」「点字ブロックが陥没している」「点字ブロックの突起の高さが低くなっている」「看板が置かれている」など、不備の情報も合わせて掲載されています。

東京・北区では、3年後の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、点字ブロックの整備を加速させる方針で、「地図上で点字ブロックの設置状況や問題点が一目でわかることで、点字ブロックの大切さを伝え、ブロック上に自転車を置かないなど、視覚に障害のある人が安心して歩くことができる環境づくりにつなげていきたい」と話しています。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックでは、国内だけでなく、世界中から選手や観光客、障害のある人たちなどが日本各地を訪れます。

視覚に障害のある人は、幅わずか30センチの道を大きなよりどころにしています。誰もが安心して歩ける社会へ。一人一人の日常生活での「気付き」が、そんな社会に変えていくきっかけになると思います。

東京五輪・パラに向け 東京港で大規模建設工事相次ぐ NHK ニュース 2017年4月5日

3年後に迫った東京オリンピック・パラリンピックを見据え、東京港では大規模な建設工事が相次いでいて、このうち臨海部のふ頭では日本最大級のくいを打ち主要な建物が建つ海底の地盤などを調べる工事が行われました。

東京港では3年後の東京大会を見据え、ボートやカヌーの会場となる海の森水上競技場や、大型客船を受け入れるふ頭の整備など、大規模な海上工事が相次いでいます。

このうち、臨海部の新客船ふ頭の工事現場では5日、都庁の職員を対象に見学会が開かれ、都やゼネコンの担当者が工事の概要などについて説明しました。現場では、4階建てのターミナルビルを支えるくいを打つ前の作業として、海底の地盤などを調べるために試験用のくいを打ち込む工事が行われ、日本最大級となる直径2メートル、長さおよそ50メートルのくいが船の油圧ハンマーで打ち込まれました。工事では今後、同じ規模のくい68本を打ち込み、3年後の施設の完成を目指しています。

東京都港湾局の水飼和典整備調整担当課長は「2020年に向けて東京港は大きく変わろうとしているが、事故のないように工事を進めていきたい」と話していました。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

